

1 委託業務の内容

秋田県山本地域振興局水沢ダム管理事務所に設置している自家用電気工作物の需要設備及び非常用予備発電装置についての電気事業法及び関連法規に基づく保安管理業務。

2 所在地

山本地域振興局水沢ダム管理事務所  
八峰町峰浜水沢字水沢山13

3 需要設備等の概要

(1) 需要設備

- ① 受電電圧 200V
- ② 設備容量 39kVA

(2) 非常用予備発電装置

- ① 発電設備 210V
- ② 定格容量 100kVA

4 保安管理業務の項目等

電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条の規定により定めた保安規程に基づき、次の保安管理業務を実施する。なお、同法及びこの関係法令によりその他の保安管理業務が必要となったときは別に協議する。

(1) 定期点検

当該電気工作物の点検、測定及び試験を次のとおり定期に行うこと。

① 月次点検

月次点検は、需要設備については2か月に1回実施する。

② 年次点検

年次点検は、年1回実施する。実施の日時は、委託者の職員（山本地域振興局水沢ダム管理事務所職員、以下同じ。）と協議するものとする。

(2) 臨時点検等

臨時点検などの次の項目は、委託者の職員の要請により必要の都度行うこと。

① 臨時点検

- ・ 事故発生等の場合の点検等
- ・ 指示計器及び高圧機器の絶縁油の点検等

② 不良箇所改修の指導及び助言

③ 事故発生時の応急措置の指導及び事故原因調査並びに再発防止のためのとるべき措置の指導

④ 電気関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導

⑤ 電気関係法令に基づく立入検査の立ち会い

(3) この契約により発生する電気関係法令に基づく主務官庁に対する申請書又は届出書等の関係書類の作成及び手続き指導を行うこと。

5 提出を要する書類及び時期

4の各項、各号に定める行為を行ったときは、速やかにその内容を記した書面（様式任意）を提出すること。

また、月に一度も点検を実施しなかった場合は、その旨を記載した書面を翌月の10日までに提出すること。

6 その他

保安管理業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、委託者の職員へ協議するものとする。